

- (17) 災害活動の拠点となる防災センターに災害活動上必要な情報集約
- (18) 統括防火・防災管理者への報告
- (19) その他

(委託者と受託者の契約)

第7条 管理権原者は、委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という）と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別に定める項目に基づき、自己チェックする。

(委託者からの指揮命令及び委託者への報告等)

第8条 受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防組織の統括管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

2 受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期的に防火・防災管理者に報告する。

(消防機関との連絡)

第9条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

2 防火・防災管理者選任（解任）届出
防火・防災管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者が届け出ること。

3 消防計画作成（変更）届出
消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときに防火・防災管理者が届け出ること。

- (1) 管理権原者または防火・防災管理者の変更
- (2) 自衛消防組織に関する事項の大幅な変更
- (3) 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火・防災上の構造に関する事項の変更
- (4) 防火・防災管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
 - ア 受託者の氏名及び住所
 - イ 受託方式
 - ウ 受託者の行う防火・防災管理業務の範囲
 - エ 受託者の行う防火・防災管理業務の方法

4 自衛消防訓練実施の通報
自衛消防訓練を実施するときは防火・防災管理者があらかじめ消防機関に通報すること。

- 5 自衛消防組織設置（変更）届出
自衛消防組織を置いたとき、又は変更したときは、管理権原者が届け出ること。
- 6 禁止行為の解除承認申請
喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込を禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火・防災管理者が確認をしたのち申請すること。
- 7 防火対象物の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火・防災管理者が確認した後、報告すること。
- 8 防災管理点検の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火・防災管理者が確認した後、報告すること。
- 9 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火・防災管理者が確認をした後報告すること。
- 10 その他
建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

（防火・防災管理維持台帳の作成、整備及び保管）

第10条 管理権原者は、前条で報告又は届出した書類及び防火・防災管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火・防災維持管理台帳を作成し、整備及び保管する。

（防火・防災管理委員会）

第11条 防火・防災管理者を補完し、防火・防災管理業務の適正な運営を図るため、防火・防災管理委員会を置き、以下の業務を行う。

- 2 防火・防災管理委員会の構成は、別表2のとおりとする。
- 3 管理権原者は、事前に会議の構成メンバーを指定する。
- 4 会議は、 月と 月に行い、次の場合は、臨時に開催する。
 - (1) 社会的反響の大きい火災、地震等による被害発生時
 - (2) 防火・防災管理者等からの報告、提案により、管理権原者が会議をする必要があると認めたとき
- 5 会議の主な審議事項
 - (1) 消防計画の変更に関すること
 - (2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
 - (3) 自衛消防組織の設置及び装備に関すること。
 - (4) 自衛消防訓練の実施細部に関すること。
 - (5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。

- (6) 防火・防災管理上必要な教育に関する事。
- (7) その他

第2章 予防的事項

第1節 共通的事項

(予防管理組織)

第12条 予防管理組織とは、災害被害の予防的活動を行う組織と自主点検・検査をするための組織とする。

(予防的活動のための組織)

第13条 予防的活動のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止に加え被害発生・拡大防止を図るため、防火・防災管理者のもとに、各階ごとに防火・防災担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおくこととし、別表3のとおり定める。

(防火・防災担当責任者の業務)

第14条 防火・防災担当責任者は、次の業務を行う。

- 2 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関する事。
- 3 防火・防災管理者の補佐
- 4 その他、防火・防災管理上必要な業務（火元責任者の業務を除く）

(火元責任者の業務)

第15条 火元責任者は、次の業務を行う。

- 2 担当区域内の火気管理に関する事。
- 3 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関する事。
- 4 地震時における火気使用設備器具の安全確認に関する事。
- 5 火気関係及び閉鎖障害等に係る検査の実施に関する事。
- 6 防火・防災担当責任者の補佐

(自主点検・検査のための組織)

第16条 自主点検・検査を実施するための組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具及び電気設備等について適正な機能を維持するため、別途定める方法及び実施計画により、定期に点検・検査を実施するものとし、各点検・検査員を別表4のとおり定める。

(自主点検・検査の実施)

- 第 17 条 建物等の自主点検・検査は、別表 4 で定める各点検・検査員が確認するものとし、年 〇〇 回 (〇〇 月、 〇〇 月) とする。
- 2 消防用設備等・特殊消防用設備等は法定点検のほかに、自主点検・検査を実施し、年 〇〇 回 (〇〇 月、 〇〇 月)、別表 4 で定める各点検・検査員が確認する。
 - 3 消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、防火・避難施設 (共用部分) の自主点検・検査は、建物所有者が実施する。

(防火対象物の法定点検 (防火対象物点検、防災管理点検) 等)

- 第 18 条 防火対象物の法定点検 (防火対象物点検、防災管理点検) 等は、点検業者に委託して行う。
- 2 防火・防災管理者は、防火対象物の点検等実施時に立ち会う。

(消防用設備等の法定点検)

- 第 19 条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、〇〇〇〇〇〇〇〇 (点検業者名) に委託して行う。
- 2 防火・防災管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

(建物等の定期調査)

- 第 20 条 建物等の定期検査を行い、建物の維持管理に努める。
- 2 防火・防災管理者は、建物等の定期検査実施時に立ち会う。

(点検検査結果の記録及び報告)

- 第 21 条 自主点検・検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火・防災管理者に報告する。

(不備欠陥事項の改善)

- 第 22 条 防火・防災管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修する。
- 2 防火・防災管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。
 - 3 防火・防災管理者は、自主点検・検査及び法定点検の実施結果、並びに不備・欠陥部分の改修計画、改修結果を統括防火・防災管理者に報告する。

(営業時間外における対応)

- 第 23 条 営業時間外については、警備員等は、定時に巡回する等防火・防災上の安全

を確認する。

(工事中の安全対策)

第 24 条 防火・防災管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するとともに、必要に応じ「工事中の消防計画」を消防機関に届け出る。

- 2 防火・防災管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。
 - (1) 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
 - (2) 工事を行う者は、防火・防災管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
 - (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火・防災管理者に報告させること。
 - (4) 危険物等を持ち込む場合には、そのつど、防火・防災管理者の承認を受けること。
 - (5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
 - (6) その他防火・防災管理者の指示すること。

(定員の管理)

第 25 条 次の事項を遵守し、定員の管理に努める。

- 2 定員を超えた客の入場をさせない。
- 3 避難通路に客を収容しない。
- 4 出入口や切符売場の見やすい場所に、定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げる。

(避難経路図の掲出)

第 26 条 館内の見やすい場所に、屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を掲出する。

第 2 節 出火防止措置等

(火気の使用制限等)

第 27 条 防火・防災管理者は、次の事項について、喫煙及び火気等の使用の制限を行う。

- 2 喫煙場所の指定
防火・防災管理者は、当該事業所において喫煙を制限する必要がある場合には、喫煙場所を指定する。
- 3 火気設備器具等の使用禁止場所の指定
使用禁止場所は、厨房・レストラン及び給湯室を除く全ての場所とする。

(臨時の火気使用等)

第 28 条 当該事業所内で、次の事項を行おうとする者は、防火・防災管理者に事前に連絡し、承認を得る。

- 2 指定場所以外での喫煙又は火気を使用するとき。
- 3 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- 4 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- 5 危険物の貯蔵、取り扱い、種類、数量等を変更するとき。
- 6 模様替え等の工事を行うとき。

(施設に対する遵守事項)

第 29 条 防火・防災管理者又は従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

- 2 避難口、廊下、階段、避難通路等避難施設の機能保持
 - (1) 避難の障害となる設備を設け、又は物品をおかないこと。
 - (2) 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
 - (3) 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- 3 防火戸、防火シャッター等防火施設の機能保持
 - (1) 火災が発生したときの延焼を防止し、有効な消防活動を確保するため、防火戸、防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。
 - (2) 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

第 3 節 地震による被害の軽減措置等

(建物の耐震診断等)

第 30 条 防火・防災管理者は、地震発生時の建築物・設備の安全性を確認するため次の措置を行う。

- 2 耐震診断等の結果をもとに地震発生時の建築物や設備の安全性を確認する。
- 3 第 3 条において定める被害想定及びそれに対応した個別の目標設定に応じた安全性が確保されていることを確認する。
- 4 消防用設備等が、耐震措置が維持されていることを確認する。
- 5 自治体が作成・公表する震災の被害予測や防災マップ等を定期的に確認し、防火対象物の存する地域の震災時の延焼、周辺建物等の危険実態の把握に努める。

(地震時の災害防止措置)

第 31 条 建物・施設の点検・検査員及び火元責任者等は、地震時の災害を予防するために、各種施設、設備器具の自主点検・検査に合わせ次の措置を行う。

- 2 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の倒壊、転倒、落下を防止すること。
- 3 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- 4 火気使用設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査を行うこと。
- 5 危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水などによる発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

(収容物等の転倒・移動・落下防止)

第 32 条 防火・防災管理者は、倉庫、事務室内、避難通路、出入口等のオフィス家具類等の移動・転倒及び落下防止に努め、オフィス家具類等の移動・転倒及び落下防止措置を定める。各点検・検査員は、オフィス家具類等の移動・転倒及び落下防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は防火・防災管理者が当該措置を行うよう指示をする。

(避難施設・建物損壊への対応)

第 33 条 各点検・検査員は、避難施設の損壊に備えて、避難経路を確保するため、防火戸や防火シャッターの閉鎖状況、エレベーターの運転制御等の状況等を確認する。特に、廊下や階段等の避難施設に面する防火戸等の状況及び避難口の解錠方式を確認する。

(地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保)

第 34 条 管理権原者は、地震その他の災害等に備え、別表 5 に定める物品の管理者を定め、管理記録を作成する。

第 3 章 応急対策的事項

第 1 節 共通的事項

(自衛消防組織の設置)

第 35 条 火災及び地震等の災害発生時の被害を最小限に止めるために、自衛消防組織を設置する。

なお、自衛消防組織は、本部隊及び地区隊に編成するものとし、各階ごとに地区隊を設け、地区隊長を置き、その編成は別表 6 のとおりとする。

(地区隊の任務・体制)

第 36 条 地区隊は、当該地区隊の管理する区域で発生する火災・地震等の災害において、当該地区隊長の指揮のもとに初動措置を行うものとする。

- 2 地区隊長は、全体の消防計画に定める指揮命令体系に基づき、自衛消防隊長の命を受け、担当地区隊を統括するとともに、自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。
- 3 地区隊の体制は、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、その任務は以下のとおりとする。

なお、各班には班を統括する班長を置くとともに、活動の長期化に備える観点から班員のローテーションを別表 6 に基づき定めることとし、その編成の作成又は変更時に防火・防災管理者及び自衛消防隊長に報告する。

(1) 通報連絡班

- ア 被害状況の把握、情報収集及び伝達
- イ 消防機関への通報及び防災センター等指定場所への連絡
- ウ 災害発生場所、被害状況等の本部隊への報告

(2) 初期消火班

- ア 消火器や屋内消火栓等による初期消火
- イ 本部隊初期消火班の誘導

(3) 避難誘導班

- ア 在館者への避難誘導
- イ 在館者へのパニック防止措置
- ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告
- エ 避難器具の設定

(4) 安全防護班

- ア 防火戸、防火シャッター、ダンパー等の操作
- イ 危険物、ガス、火気使用設備等に対する応急防護措置
- ウ 倒壊危険箇所の立ち入り禁止措置
- エ スプリンクラー設備等の散水による水損防止措置
- オ 活動上障害となる物件の除去

(5) 応急救護班

救出および負傷者に対する応急救護等の人命安全に係わる措置

(活動の実施優先度)

第 37 条 自衛消防組織は、人命安全の確保を最優先目標とし、地震等により迅速な対応が困難な場合には、人命安全の確保を優先的に対応する。

(活動の開始時期)

第 38 条 地区隊は、地区隊長の判断により活動を開始する。

(地区隊の装備)

第 39 条 地区隊の装備並びに管理は、次による。

1 装備

(1) 通報連絡班

- ア 消防計画
- イ フロア図面
- ウ 非常通報連絡先一覧表
- エ 名簿（自衛消防要員）
- オ 携帯用拡声器
- カ 照明器具（懐中電灯）
- キ 情報伝達器具（トランシーバー）

(2) 初期消火班

- ア 消火器
- イ 防水シート

(3) 避難誘導班

- ア マスターキー
- イ 携帯用拡声器
- ウ 照明器具（懐中電灯）
- エ ロープ
- オ 誘導標識（案内旗）

(4) 安全防護班

- ア 手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア）
- イ 救助器具（ロープ、バール）
- ウ フロア図面

(5) 応急救護班

- ア 応急医薬品
- イ 受傷者記録用紙

2 装備の管理

地区隊長は、地区隊の装備品の管理責任者を定め、管理責任者は、地区隊の装備品について次の事項を行う。

- (1) 定期的に必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。
- (2) 点検結果を整備記録に記録する。

(緊急参集)

第 40 条 地震発生時の応急活動のための従業員の出社、自宅待機、退社等にかかる手順は以下のとおりとする。

- 1 別表 7 に定める緊急連絡網に基づき、出社の可否を連絡し、出社可能なものの参集を行う。
- 2 参集する場合は、交通機関は使用せず、徒歩で参集する。

第 2 節 火災対応

(通報連絡)

第 41 条 火災の発見者は、消防機関（119 番）への通報及び防災センター等に場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせる。

- 2 通報連絡班は、火災の場所、状況、消火活動状況等について確認を行い、本部隊、地区隊長等の関係者及び別表 8 に定める関係機関に報告・連絡する。
- 3 消防隊が到着した際は、消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導等消防隊の支援をする。

(消火活動)

第 42 条 地区隊における消火活動は、初期消火に主眼を置き活動する。

なお、自己の地区隊の担当区域外で発生した場合は、出火地区への応援活動を行う等臨機の処置を行うとともに本部隊等の指示により行動する。

(避難誘導)

第 43 条 地区隊の避難誘導班は、担当地区の避難者に対し、以下に従い、誘導にあたる。

- 2 エレベーターによる避難は原則として行わない。
- 3 忘れ物等のため、再び入る者のないよう万全を期す。
- 4 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。
- 5 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに本部隊に連絡する。
- 6 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、本部隊に報告する。
- 7 聴覚障害者への情報伝達については文字を用いて、また外国人への情報伝達については英語を用いて行うこととする。
- 8 自力避難困難者に対しては、予め指定した介助要員が避難の支援を行う。

(安全防護措置)

第 44 条 安全防護班は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。

(応急救護)

第 45 条 応急救護班は、応急手当を行い、本部隊及び救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるよう適切な対応をする。

2 応急救護班は、負傷者の住所、氏名、電話番号、搬送病院、負傷程度等の必要な事項を記録すること。

第 3 節 地震対応

(地震発生時の初期対応)

第 46 条 地震が発生した場合は、次の安全措置を行う。

2 地震発生直後は、人身の安全確保を守ることを第一とし、自身の安全確保とともに周囲に身の安全確保を呼びかける。

3 火気設備器具の直近にいる従業員は、電源の遮断、燃料の遮断等の出火防止措置を行い、各火元責任者はその状況を確認して防災センターへ報告する。

4 防火・防災担当責任者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、その結果を防災センターへ報告する。異常が認められた場合は、応急措置を行う。

5 火気設備等の各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

(地震時の自衛消防活動の開始)

第 47 条 地震が発生した場合、大きな揺れがおさまったことを確認後、自衛消防隊長の判断により、直ちに自衛消防組織の活動を開始する。

2 被害の状況及び活動状況を、通報連絡班を通じ自衛消防隊長に報告する。

(地震発生時の被害状況の確認)

第 48 条 地区隊長は、従業員等からの速報により、自己の地区の被害状況を速やかに把握するよう努める。

2 従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、地区隊長に報告する。

3 地区隊長は、活動が終了した場合、自衛消防隊長に報告する。

(地震時の連絡通報)

第 49 条 火災や要救助者の発生時の消防機関への通報は、原則として、本部隊の通報連絡班が行う。ただし、本部隊へ連絡がとれない等、緊急を要する場合は、地区隊の

通報連絡班から通報し、通報後その旨を本部隊に報告する。

- 2 本部隊及び地区隊の通報連絡班は、使用可能な連絡手段を用いて、関係者や別表8に定める関係機関及び自衛消防組織内の連絡を行う。
- 3 消防隊が到着した際は、消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導等消防隊の支援をする。

(地震時の応急救護)

第50条 地震時の初期救助、初期救護については、次の活動を行う。活動に際しては、地区隊の応急救護班が主体となるが、状況に応じて、可能な限り周囲の者の協力を求める。

- 2 負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。
- 3 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせる。救出可能なときは、周囲の者と協力して救出を図る。ただし、同時に火災が発生している場合は、原則として、消火活動を優先し、火災が広がらない状態となってから救出活動にあたる。
- 4 ガラスが飛散している場合や、倒壊建物や落下物、転倒物等に挟まれたり、閉じ込められた人の救出にあたっては、状況を自衛消防隊長に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行うこと。
- 5 救助活動は、避難経路の安全を確保して実施すること。
- 6 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備えること。
- 7 危険が伴う救出資機材は、機器の取扱いに習熟した者が担当すること。
- 8 救出の優先順位は、原則として、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先すること。

(エレベーター停止等への対応)

第51条 地震によるエレベーターの停止に際し、従業員は以下の活動を行う。

- 2 エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより防災センター等に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。
- 3 エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに自衛消防隊長に連絡する。

(地震による出火への対応)

第52条 地震が発生した場合、次の出火防止措置を行う。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる従業員は、電源、燃料等の遮断等を行う。

- (3) 防火・防災担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
- 2 火災が発生した場合は、通常火災への対応を準用し、初期消火班を中心に迅速な対応をとる。
- 3 複数箇所から出火して初期消火班の能力を超えている場合は、本部隊の指示に従うとともに、人命に影響を及ぼす場所の火災を優先する。

(避難施設・建物損壊への対応)

第 53 条 避難施設の損壊に備えて、安全防護班を中心に、以下のとおり避難経路を確保する。

- 2 物品転倒により、防火設備の避難扉への開放ができなくなり、避難通路として使用が不可能となることがないように、周辺の物品等の管理を徹底する。
- 3 火災発生の際は、非常口や階段が変形・損傷して使用不能となった場合に備え、複数の避難経路を確保するとともに、避難経路を確保する。
- 4 火災発生の際は、消火活動と併せて、区画の損傷状況を確認の上、避難経路の安全を確保する。

(スプリンクラー設備損壊への対応)

第 54 条 スプリンクラー設備の損壊を想定し、初期消火班を中心に、以下のとおり初期対応を確保する。

- (1) 漏水時の制御弁の閉鎖
 - (2) 複数設置場所の消火器の使用
 - (3) 大型消火器の使用
 - (4) 動力消防ポンプ設備の活用
- 2 スプリンクラー設備の散水による水損防止措置は、安全防護班が中心となって行う。

(火災発生時の区画形成)

第 55 条 区画損壊等を想定し、安全防護班を中心に、以下のとおり応急措置をとる。

- 2 建物損壊や収容物転倒などによる防火扉・シャッターが自動閉鎖しなかった場合等、手動の区画形成を行う。
- 3 当該出火区画の閉鎖が困難な場合は、隣接防火戸による二次的な区画形成を行う。
- 4 防火戸の煙感知器が損壊したことにより閉鎖しない場合は、手動で閉鎖し区画形成を行う。

(停電時の対応)

第 56 条 地震による停電発生を想定し、安全防護班を中心に、次のとおり対応する。

- 2 停電に備え、自家発電設備、発動発電機、バッテリー等、相応の容量の非常電源を確保する。
- 3 夜間の停電に備え、懐中電灯等の携帯用非常用照明器具を確保・配備する。
- 4 不要電路の遮断等、電気配線等の破損等の火災に繋がる要因を排除するよう努める。

(ガス停止時の対応)

第 57 条 地震によるガス停止を想定し、安全防護班を中心に、火気設備等を使用する場合は、燃料の漏洩等がないか確認する。

- 2 自衛消防活動の長期化に備え、ガスボンベや灯油等の確保を行う。

(断水時の対応)

第 58 条 地震による断水時に備え、安全防護班を中心に、消防用水の容量を確保する。

- 2 漏水時は速やかに閉止し、被害防止対策をとる。
- 3 自衛消防活動が長期化した場合に備え、生活用水(トイレ用を含む)の確保をする。

(通信障害への対応)

第 59 条 地震による通信障害に備え、消防機関等への通報手段は、通信回線や無線等の確保を行う等、複線化する。

(交通障害への対応)

第 60 条 交通障害等により、自衛消防活動が長期化した場合には、自衛消防要員の交代要員を定める。

(地震時の避難方法)

第 61 条 建物の被害状況等により、以下の基準に基づき避難を行うこととする。

- 2 全館一斉避難：在館者全員が同時に避難する。具体的には、下記の(1)から(7)の事象が単独あるいは複合で発生し、危険が建物全体に短時間で波及する恐れのあるとき。
- 3 全館逐次避難：在館者全員が、危険階を優先し、時間差に配慮した上で、避難する。具体的には、下記(1)から(7)の事象の発生に時間の余裕があるとき、及び(8)、(9)の事象が発生したとき。
- 4 階(区画)避難：危険階(区画)から安全な区画へ避難する。下記以外の場合に、状況に応じて実施する。
 - (1) 建物が倒壊する危険が高いとき
 - (2) 建物全体に危険が及ぶ強い地震発生が予想されるとき
 - (3) 建物で複数階同時出火したとき、または、出火延焼危険性が高いとき。

- (4) 建物内の室内散乱が激しく、余震により負傷者発生の危険性が高いとき。または、出火・延焼の危険性が高いとき。
- (5) 建物内で危険物・ガスが漏出したとき、または漏出の危険性が高いとき。
- (6) 建物内の防災設備システムが作動しなくなったとき。
- (7) 出火階の防火区画や防火扉が破損し、火災等の危険事象が他階に波及する恐れがあるとき。
- (8) 都市火災が発生し、周辺の延焼危険が高くなったとき。
- (9) 周辺大気中に有毒物質が漏出または漏出するおそれの高いとき。

(地震時の避難誘導)

第 62 条 地震時の避難誘導については、避難誘導班を中心に、次による。

2 建物からの避難

- (1) 避難は原則として自衛消防隊長からの連絡又は防災関係機関の避難命令により行う。
- (2) 地区隊長は、建物の倒壊危険等がある場合は、自衛消防隊長の指示に基づき、在館者を速やかに屋外に避難させ、避難完了後自衛消防隊長に報告する。
- (3) 地区隊長は、自衛消防隊長からの避難指示があるまで、従業員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (4) 地区隊長は、自衛消防隊長との連絡が取れない場合は、第 61 条に定める基準をもとに避難の是非を判断する。
- (5) 屋内の安全確保ができない場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、客を屋外その他の安全な場所へ避難させる。
- (6) エレベーターによる避難は原則として行わない。
- (7) 忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期する。
- (8) 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。
- (9) 安全防護班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行うとともに、立入禁止区域の設定を行う。
- (10) 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。
- (11) 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、本部隊に報告する。
- (12) 聴覚障害者への情報伝達については文字を用いて、また外国人への情報伝達については英語を用いて行うこととする。
- (13) 自力避難困難者に対しては、予め指定した介助要員が避難の支援を行う。
- (14) 地区隊の避難誘導班は、避難者に対し、前各項に従い誘導にあたる。

する。

- 5 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに従業員に周知徹底させる。

第4節 その他に災害についての対応

(その他の災害についての対応)

第65条 大規模事故・テロ等による毒性物質の発散等があり、在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な場合は、火災・地震時の通報連絡及び避難誘導活動に準じて別表8に定める関係機関への通報連絡及び避難誘導を実施する。

第4章 教育訓練

第1節 従業者等の教育

(管理権原者の教育)

第66条 管理権原者は、常に防火・防災に関する教育及び自己啓発を心がける。

- 2 管理権原者は、防災講演等、消防機関等が実施する防火・防災関連行事に定期的かつ積極的に参加する。
- 3 管理権原者は、消防訓練を実施する場合は、必ず参加する。
- 4 管理権原者は、防火・防災管理者、地区隊長等と定期的に情報交換を行う。

(防火・防災管理者等の教育)

第67条 防火・防災管理者は、常に防災に関する教育及び自己啓発を心がける。

- 2 管理権原者は、防火・防災管理者等に対して、消防本部及び消防署を置く市町村において実施する講習及び再講習を受けさせる。
- 3 防火・防災管理者は、防火・防災に関する講習会等に定期的に参加するとともに、従業員に対する防火・防災講演等を随時開催する。

(自衛消防組織の構成員の教育)

第68条 自衛消防組織の構成員は、自衛消防組織による活動の全体像及び各役割の活動についての教育を受けるとともに、計画的に技術取得・維持のための訓練を実施する。

(従業員の教育)

第69条 従業員に対する教育は、従業員教育担当者等が実施する。

- 2 防火・防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について行う。
 - (1) 消防計画について
 - (2) 従業員等の守るべき事項について

- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時及びその他の災害等の対応について
- (5) 防火・防災管理マニュアルの徹底に関すること。
- (6) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

(ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第70条 防火・防災管理者は、パンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されるポスターを見やすい場所に掲示し、防火・防災思想の普及を図る。

(従業員教育担当者への教育)

第71条 従業員教育担当者は、講習受講等を通じ、専門知識の習得に努める。

第2節 訓練の実施

(訓練の実施)

第72条 防火・防災管理者は、火災、地震等の災害が発生した場合、自衛消防組織が迅速かつ的確に所定の行動ができるように自衛消防訓練を実施する。

(訓練の実施時期)

第73条 防火・防災管理者は、次により訓練を行う。

2 訓練の実施時期

(1) 個別訓練

消火訓練 (月、 月)

通報訓練 (月、 月)

避難訓練 (火災の避難訓練： 月、地震の避難訓練： 月)

その他の訓練 (月、 月)

(2) 総合訓練 (月、 月)

3 防火・防災管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。

4 訓練の参加者

(1) 自衛消防組織の要員

(2) 正社員、パート、アルバイトの中から、半数以上の者

(この場合、全従業員が参加できるように、ローテーションを組んで、参加させる。)

5 ビル全体で実施する訓練に参加する。

(訓練の通知)

第74条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練届出書」等により所轄消防署へ通報し、実施日時、訓練内容等につい

て自衛消防要員に周知徹底する。

(訓練の内容)

第 75 条 訓練は、別に作成する実施要領に基づき実施する。

(訓練結果の検討)

第 76 条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練実施結果について検討会を開催するとともに、その内容の記録を行い、以後の訓練に反映させる。

なお、検討会には原則として訓練に参加した者が出席する。

付 則

この計画は、 年 月 日から施行する。